

加入金要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市水道事業給水条例（昭和42年長野市条例第89号。以下「条例」という。）第4条の2に規定する加入金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(メーターの口径)

第2 条例第4条の2に規定するメーターの口径は、長野市上下水道局給水装置工事施工基準（平成13年4月1日制定）第14第5号の規定により定められるものをいう。

(加入金の納付の特例)

第3 条例第4条の2第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、加入金は、納付することを要しない。

- (1) 共用栓を廃止し、その使用の場所が当該共用栓と同一である場所に、給水管の口径が13ミリメートルの専用栓を新設する場合
- (2) 既設の給水装置を撤去し、給水管の口径が撤去前と同一である給水装置を新設する場合

(設計変更の場合の加入金の額)

第4 給水装置の工事の申込みをした後に設計変更をしたことにより、加入金の額が増加することとなったときは、変更前との差額を納付しなければならない。

(加入金の減額)

第5 工事その他の理由により一時的に水を使用するため新設する給水装置で、その設置期間が1年未満のものについては、長野市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、次の表に定めるところにより加入金の額を減額するものとする。

給水装置の設置期間	減額の割合
3ヶ月未満	70パーセント
3ヶ月以上6ヶ月未満	60パーセント
6ヶ月以上1年未満	50パーセント

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

**附 則
(施行期日)**

- 1 この要綱は、平成4年12月1日から施行する。
- 2 分岐負担金徴収要綱（昭和50年9月1日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みのあった給水装置の新設又は増口径について適用し、同日前に旧要綱の規定に基づき分岐負担金が徴収されることとなった給水装置の新設又は増口径については、なお従前の例による。

附 則（抄）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 加入金徴収要綱（平成4年12月1日施行）の一部を次のように改正する。
（次のように略）

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。